

令和元年11月26日

第29回村上市農業委員会会議録

第29回村上市農業委員会定例会を令和元年11月26日午後1時30分村上市神林支所3階第4・5会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木いせ子	2番	阿部正一
3番	増田嘉美	4番	加藤孝平
6番	遠山久夫	7番	池田千秋
8番	本間サヨ子	9番	中山和衛
10番	遠藤俊樹	11番	斎藤博
12番	佐藤健吉	13番	齋藤文夫
14番	板垣栄一	15番	稲葉浩之
16番	菅原隆雄	17番	大野章
19番	船山寛	20番	本間裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

5番	石山章	18番	村上美恵子
----	-----	-----	-------

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	佐藤俊一

1. 午後1時27分 事務局長（小川良和君） 定刻前でございますが、本日出席予定の皆様おそろいになっておりますので、ただいまから第29回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号5番、石山委員、親戚の葬儀のため欠席の連絡が入っております。もうお一方、18番、村上美恵子委員、別会議出席のため本日欠席の連絡が入っており

ます。よって、本日出席委員18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。また、皆さんご報告ですが、本日は荒川地区の転用の地確認の報告員ということで、推進委員、番号7番の高橋推進委員が出席しておりますので、あわせてご報告いたします。

初めに、職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） それでは、ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき職務代理であります板垣委員よりお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、議事録署名の指名ではありますが、私にご一任いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） では、議事録署名委員に議席番号10番、遠藤委員、11番、斎藤委員、両2名の方お願いをいたします。

（両委員了承）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、4の報告に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。今回の案件は5件です。

初めに、番号1番、申請人、村上市日下___番地___、___、土地の表示、日下字田中___番___、地目、台帳、畑、現況、宅地、面積187平米、申請の事由として、申請地は平成元年に相続をした農地だが、30年ぐらい耕作しておらず、現在は隣接の宅地と一体化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、盛岡市上堂___、___、土地の表示、金屋字宮分___番___、地目、台帳、畑、現況、宅地、面積217平米、申請の事由として、申請地は住宅地に囲まれており約30年前から耕作しておらず、現在は隣接の宅地と一体化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号3番、申請人、村上市小川___番地___、___、土地の表示、小川字大坪___番___、地目、台帳、田、現況、雑種地、面積598平米、申請の事由として、申請地は水利等の施設がなく約20年前から耕作しておらず、現在は集落の雪捨て場として利用され、雑種地化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号4番、申請人、村上市大場沢___番地___、___、土地の表示、大場沢字打越___番___、地目、台帳、田、現況、原野、面積793平米ほか2筆、合計3筆、合計面積1,977平米、申請事由として、申請地は約15年前から耕作しておらず、カヤ、ヨシなどが生い茂り、現在は原野化していま

す。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号5番、申請人、村上市上中島__番地、____、土地の表示、上中島字高見__番、地目、台帳、畑、現況、山林、面積153平米ほか3筆、計4筆、合計面積1,030平米、申請の事由として、申請地は約30年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。初めに、番号1番について。地図中央付近、南北に県道大栗田村上線が走っており、そのすぐ右側、上相川集落内細長く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番について。地図中央よりやや上方向に県道坂町停車場金屋線が走っており、その下に金屋小学校があります。その道路沿いに小さく細長く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号3番について。地図中央南北に国道7号線が走っており、その右手に太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号4番について。地図左上に大場沢集落があり、その右手に普濟寺があります。普濟寺の下方方向に太く囲まれました3筆が今回の申請場所です。

最後に、番号5番について。地図の右下、県道鶴岡村上線が走っており、その上方向に3筆、また県道の左上方向に1筆、合計4筆が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明ありましたものにつきましてご質問がある方は挙手によってお願いいたします。ございませんか。

（ありませんの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、報告を閉じ、議案に入らせていただきます。

（いいでしょうかの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 3番。

○3番（増田嘉美君） 今回の件で話なんですけど、次長、前回もそう思ったんですけど、議事録に外してもらいようにすればいいんですけど、雑木と書いて「ぞうき」と読むんだから。

以上です。

○事務局次長（大西恵子君） ありがとうございます。

（いきなり勉強になったの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 細かな指摘を受け、ありがとうございます。そういうことでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について、1件について説明いたします。

番号1、願出者、村上市荒沢__番地、____、競売の内容、土地の表示、物件番号1、荒沢字瀧ノ尻__番、地目、台帳、現況とも田、地積924平米、田がもう1筆ありまして、合計2筆、合計地積が1,807平米、強制執行等の別、市税滞納処分、実施機関、村上市、事件番号、村上市告示第220号、入札期間、令和元年11月29日、開札期日が同じく令和元年11月29日、基準売却価格が____円、10アール当たり換算で約__円の案件です。この案件につきましてはちょうど1年前、平成30年11月案件で同じ方が同じ土地に対し買受適格証明願ということであった案件ですが、その後入札に至らなかったという案件でございます。ちなみに、1年前の基準売却価格は__円でした。今回__円に下がっております。

場所の説明をいたします。10ページをごらんください。朝日荒沢地内です。荒沢集落を越え山間に入ったところ、荒沢最終処分場近く、図面中央にあるのが申請地__番と__番です。

以上で場所の説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、この件に関しましてご質問ありましたらお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） これ、前回あったのが落札しなかったということでしょう。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 入札に至らなかったということです。

○2番（阿部正一君） まとまらなかったということ。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 結局買うのをやめたということ。

○2番（阿部正一君） じゃ、前回と変わっているのは、基準売却価格しか変わっていないんでしょう。

○事務局副参事（佐藤俊一君） そうです。

○2番（阿部正一君） これ、案件としてもう一回必要なの。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 必要だそうです。半年ぐらいであればそのまま通してもいいんですが、1年たっているということで今回また上げました。

○2番（阿部正一君） 去年の何月。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 去年の11月です。

○2番（阿部正一君） 11月。わかりました。

○会長職務代理者（板垣栄一君） じゃ、よろしいですか。

○2番（阿部正一君） はい。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにご質問ありませんか。

（ありませんの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） なければ、農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願であります。承認することによろしいですか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 承認と認めます。

議案第1号は承認されました。

引き続き、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回は使用貸借6件、贈与1件、売買4件、合計11件の案件です。

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。番号1、貸人、村上市坪根__番地、____、借人、村上市坪根__番地、____、土地の表示、坪根字家下__番、現況地目、田、地積545平米、田がほかに8筆、合計9筆、畑が1筆、合計10筆、合計地積が17,768平米です。契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容は10年間で無償でございます。

続いて、13ページをごらんください。1番から6番までが使用貸借の案件でございます。7番、贈与案件について説明いたします。譲渡人、村上市瀬波上町__番__号、____、譲受人、村上市羽下ヶ渕__番地、____、土地の表示、瀬波字北町裏、現況地目、田、地積1,237平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。この案件に関しましては、____さんが高齢になったために瀬波を引き払い娘さんのところに行くということで、現地に残しているその農地を処分するものです。長年つくっていただいたこの__さんに贈与するという案件でございます。

続いて、売買案件について説明いたします。番号8、譲渡人、村上市有明__番地、____、譲受人、村上市有明__番地、____、土地の表示、有明字稲見__番__、現況地目、畑、地積47平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして____円、10アール当たり換算で____円です。

次に、番号9、譲渡人、村上市浜新田__番地、____、譲受人、村上市七湊__番地、____、土地の表示、村上字島ノ内__番__、現況地目、田、地積785平米、田がもう1筆、合計2筆、合計地積が1,359平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして____円、10アール当たり換算で____円の案件でございます。

続いて、14ページをごらんください。同じく売買案件、番号10、譲渡人、村上市山居町____番__号、____、譲受人、村上市北中__番地__、____、土地の表示、北中字蕨平__番__、現況地目、田、地積372平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして____円、10アール当たり換算で____円です。

最後、番号11、譲渡人、村上市北中__番地、____、譲受人、村上市北中__番地__、____、土地の表示、北中字蕨平__番__、現況地目、田、地積263平米、田がもう1筆ございまして、合計

2筆、合計地積が577平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして_____円、10アール当たり換算で___円でございます。

場所の説明をいたします。15ページをごらんください。贈与案件、番号7の場所です。村上地区瀬波地内です。図面を縦に国道345号とJR羽越本線があります。図面中央、国道沿いにあるのが申請地__番__です。

16ページをごらんください。売買案件、番号8の場所です。神林地区有明地内です。図面に市立神林中学校、市立神納小学校があり、挟まれる形、図面中央にあるのが申請地__番__です。

17ページをごらんください。村上地内です。七湊から松山瀬波方面へ抜ける市道沿い、図面中央にあるのが申請地____番__と____番__です。

続いて、18ページをごらんください。番号10、11の場所です。山北地区北中地内です。国道7号線を山形方面へ向かい北中集落を過ぎたところ、図面中央、国道沿いにあるのが番号10の申請地__番__と番号11の申請地__番__と__番__です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した11件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ただいま説明を終わります。質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手をしてお願ひをいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） しばらくないようでありますので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、農地法第3条の規定による許可申請については全て承認いたしました。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回の申請は2件です。

初めに、番号1番、申請人、村上市瀬波中町__番__号、_____、土地の表示、瀬波浜町__番__、地目、畑、地積296平米のうち100平米、転用の目的は駐車場用地、農地区分として第3種農地、備考としまして、申請者は、貸駐車場として使用するため転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内第1種住居地域の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。駐車場4台分の計画になります。

この案件については、始末書が提出されていますので、読み上げます。始末書、村上市農業委員

会会長、石山章様、私_____は、自己所有の農地の一部を駐車場として利用しておりました。本来であれば農地法による転用の許可を得た後に開始すべきところ、申請をしないまま使用してまいりました。これは、私が農地法を熟知していなかったことが原因であり、深く反省しております。今後は、係る事態を招かぬよう村上市農業委員会を初め、関係機関に事前に相談することを心がけますので、よろしくお願いいたします。令和元年10月25日、申請者、村上市瀬波中町__番__号、_____
__。

最後に、番号2番について。申請人、村上市八日市__番__号、_____、土地の表示、八日市__番__、地目、畑、地積609平米、転用の目的、住宅建築敷地、農地区分、第3種農地、申請者は、結婚を機に住宅建築を計画し、利便性等を考え申請地に住宅を建築するため転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種中高層住居専用地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。木造2階建て1棟、建築面積が117.2平米です。

続いて、場所の説明をいたします。20ページです。初めに、番号1番、地図左手が日本海側になります。地図中央、左方向の瀬波浜町地内の太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番、地図中央付近、南北に県道新潟新発田村上線が走っており、その右側方向、八日市地内の太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

それでは、本件に先立ちまして現地調査をお願いしてありますので、報告をお願いいたします。

15番、稲葉委員。

○15番（稲葉浩之君） 村上地区では、11月11日月曜日に農地法第4条申請2件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午前9時に転用場所において農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局からは大西次長が出席し、事務局より申請内容について資料に沿って説明を受けました。

まず初めに、瀬波上町の案件について。このたびの転用申請は貸駐車場として使用するため転用申請するもので、都市計画法の用途地域内第1種住居地域の農地で、周囲は宅地化が進んでいる場所であり、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

次に、八日市の案件について。このたびの転用申請は、農地が500平米を超えているが、家庭菜園等を合わせて一体的に利用する計画であることから、八日市の案件についても委員全員で許可すべきものとの意見でありました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、ただいま説明、報告のあった案件につきましてご質問をお受けいたします。質問のある方は挙手をしてお願いをいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、農地法第4条の規定による許可申請については承認することに決定してよろしいですか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、農地法第4条の規定による許可申請については承認いたします。

続きまして、議案第4号 地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局次長（大西恵子君） 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回は14件の案件になります。

初めに、番号1番、貸人、村上市山辺里__番地、____、借人、村上市山辺里__番地、____、土地の表示、山辺里字下江__番、地目、台帳、現況とも田、地積499平米、転用の目的、住宅建築敷地及び駐車場、契約につきましては使用貸借権の設定、農地区分、第1種農地、備考としまして、申請者は、現在両親との共同生活であるが、手狭なため、このたび利便性等を考え申請地に住宅を建築するため転用申請するものです。なお、申請地は第1種農地で原則として許可することができないが、住宅を集落に接続して設置をするものです。木造2階建ての1棟、建築面積98.54平米、駐車場2台分。

次に、番号2番、譲渡人、村上市下鍛冶屋__番地、____、譲受人、村上市下鍛冶屋__番地__、____、土地の表示、下鍛冶屋字大口__番__、地目、台帳、現況とも田、地積208.19平米、転用の目的、住宅分譲敷地、契約について、売買による所有権の移転、対価が____円、農地区分として第3種農地、備考としまして、申請者は、申請地を宅地分譲敷地として使用したく転用申請するものです。なお、申請地は上下水道管が埋設された道路に接しており、おおむね500メートル以内に教育施設及び公共施設が存在します。分譲地1区画分です。

次に、番号3番、貸人、関川村大字湯沢__番地__、____、借人、関川村大字八ツ口__番地17、____、土地の表示、坂町字大道端__番__、地目、台帳、畑、現況、雑種地、地積371平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約、使用貸借権の設定、農地区分は第3種農地、備考として、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適地と考え転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。木造2階建て1棟、建築面積103.99平米。

次に、番号4番、貸人、村上市南新保__番地、____、借人、東京都千代田区二番町__番地__、____、土地の表示、南新保字川原__番2、地目、台帳、現況とも畑、地積483平米、転用の目的、店舗拡張敷地、契約として賃貸借権の設定、農地区分は第1種農地、備考として、申請者は現在営業している店舗が手狭であり、敷地拡張のため転用申請するものです。なお、申請地は第1種農地で原則として許可することができないが、

流通業務施設を一般国道の沿道に設置するものです。店舗1棟、建築面積230平米、農振除外案件になります。

次に、番号5番、貸人、胎内市乙__番地__、____、借人、番号4番と同じく東京都千代田区二番町__番地__、____也、土地の表示、所在、南新保字川原__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積691平米、転用目的、店舗拡張敷地、契約、賃貸借権の設定、農地区分は第1種農地で、番号4番と同じになります。

次に、番号6番、貸人、村上市南新保__番地__、____、借人、番号4番と同じく東京都千代田区二番町__番地__、____、土地の表示、南新保字川原__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積300平米、転用の目的、店舗拡張敷地、契約として賃貸借権の設定、農地区分、第1種農地で、番号4番と同じになります。

次に、番号7番、譲渡人、村上市板屋沢__番地__、____、譲受人、新潟市北区白新町____番__号、____、土地の表示、板屋沢字上川原__番__、地目、台帳、現況とも田、地積1,378平米ほか1筆、計2筆、合計面積1,631平米、転用の目的は太陽光発電パネル設置、契約として売買による所有権の移転、対価として____円、農地区分、第2種農地、備考として、申請者は県内において自然エネルギーを利用した発電及び電気・熱エネルギーの供給設備の建築及び販売事業を行っております。このたび村上市において、太陽光発電施設の建設を計画し用地を検討したが、条件に合致する用地が得られず、かつ代替地もなかったことから、当該地に設置するため転用申請するものです。なお、申請地は第2種農地であるが、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地がない。太陽光パネル8基です。

次に、番号8番、貸人、村上市小岩内__番地__、____、借人、村上市岩船上浜町__番__号、____、土地の表示、小岩内字堤上__番__、地目、台帳、現況とも田、地積846平米、転用の目的、工事中仮設ヤード、契約として賃貸借権の設定、農地区分は第1種農地、備考としまして、一時転用による転用申請で、利用期間は許可日から令和2年3月31日まで、全体面積1,265平米、関係者は2名になります。

次に、番号9番、貸人、村上市小岩内__番地__、____、借人、番号8と同じく村上市岩船上浜町__番__号、____、土地の表示、小岩内字堤上__番__、地目、台帳、現況とも田、地積419平米、転用目的、工事中仮設ヤード、契約として貸借権の設定、農地区分が第1種農地、番号8番と同じになります。

次に、番号10番、貸人、村上市中新保__番地__、____、借人、村上市里本庄__番地__、____、土地の表示、中新保字古川__番__、地目、台帳、現況とも田、地積816平米ほか8筆、計9筆、合計面積9,984平米、転用の目的、砂利採取、契約として賃貸借権の設定、10アール当たりの対価____円、農地区分として農振農用地にある農地、備考としまして一時転用によるもので、利用期間は令和2年3月1日から令和3年4月30日まで、全体面積が14,437.86平米、

関係者4名になります。

次に、番号11番、貸人、村上市中新保__番地、____、借人、番号10番と同じく村上市里本庄__番地__、____、土地の表示、中新保字古川__番__、地目、台帳、現況とも田、地積254平米、転用の目的、砂利採取、契約について賃貸借権の設定、10アール当たり対価____円、農地区分として農振農用地にある農地で、番号10番と同じになります。

次に、番号12番、貸人、村上市中新保__番地、____、借人、番号10番と同じく村上市里本庄__番地__、____、土地の表示、中新保字古川__番__、地目、台帳、現況とも田、地積1,494平米ほか1筆、計2筆、合計面積1,569平米、転用目的、砂利採取、契約として賃貸借権の設定、10アール当たり対価____円、農地区分、農振農用地にある農地で、番号10番と同じになります。

次に、28ページ、番号13番、貸人、村上市中新保__番地、____、借人、番号10と同じく村上市里本庄__番地__、____、土地の表示、中新保字古川__番__、地目、台帳、現況とも田、地積470.37平米ほか4筆、計5筆、合計面積2,630.86平米、転用の目的、砂利採取、契約として賃貸借権の設定で、10アール当たり対価が____円、農地区分として農振農用地にある農地で、番号10番と同じになります。

今回の10番から11番、12番、13番において、番号10番については10アール当たり対価__円となっておりますが、こちらについては砂利を採取する場所になっておりまして、11番、12番、13番、10アール当たり対価__円となっておりますが、こちらについては表土置場及びダンプの待機場所になります。

最後に、番号14番、貸人、村上市上大鳥161番地、____、借人、村上市勝木__番地__、____、土地の表示、上大鳥字新田__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積503平米、転用目的、資材置場、契約として使用賃貸借権の設定、農地区分は農振農用地にある農地です。備考といたしまして、一時転用によるもので、利用期間は許可日から3年間になります。

この案件については、始末書が提出されておりますので、読み上げます。始末書、村上市農業委員会会長、石山章様、私____は、下記土地につきまして地目を農地ではなく雑種地であると勘違いし、本来であれば農地転用の許可が必要になるところ、許可を得ないまま資材置場として使用いたしておりました。これは、私の認識不足と農地法を熟知していなかったことが原因であり、深く反省しております。今後は、係る事態を招かぬよう村上市農業委員会を初め関係機関に事前に相談することを心がけ、再発防止に努めますので、何とぞ寛大なる処理を賜りますようお願い申し上げます。令和元年10月30日、申請人、村上市上大鳥__地、____。

続きまして、場所の説明をいたします。初めに、番号1番、29ページになります。地図中央付近、県道上山田山辺里線が東西に走っており、その少し上方向、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

す。

次に、番号2番、地図中央より少し左側、南北に国道7号線が走っております。地図の中央付近に保内学童保育所があり、そのすぐ上、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号3番、地図中央、南北に県道坂町停車場線が走っており、その県道沿い、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、番号4、5、6番です。地図左下、国道113号線が走っており、その交差点の上方向、国道113号線沿いに太く囲まれた場所3筆が今回の申請場所です。

次に、番号7番、地図中央付近、国道7号線が走っており、また勝木川が流れております。その下方向に太く囲まれたました2筆が今回の申請場所です。

次に、番号8番、9番、地図右下、荒川が流れており、地図中央、小岩内集落があり、その上方向2筆、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

次に、35ページ、番号10番、11、12、13番です。地図右下、県道鶴岡村上線が走っております。地図中央より左側、中新保地内、太く囲まれた場所17筆が今回の申請場所です。

最後に、36ページ、番号14番、地図中央付近、国道7号線が走っておりますが、国道沿いのちょうど中央付近の太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

ただいま説明があった案件につきましても、本委員会に先立ち現地調査をお願いしてありますので、調査の報告をお願いしたいと思います。

最初に、22ページ、番号1番につきまして、15番、稲葉委員。

○15番（稲葉浩之君） 村上地区では、先ほどの4条申請と同じく11月11日に農地法第5条申請1件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

申請者は、現在両親との共同生活をしていますが、手狭なため利便性等を考え父親名義の農地に住宅を建築するものです。隣接する農地は、申請人である_____さんの土地であるが、雨水は水路へ排水し、建築、工作物のない敷地部分は自然排水するなど、周辺の土地に対する被害防除計画を確認しています。よって、委員全員で許可すべきとの意見になりました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、引き続き現地調査の報告をお願いいたします。22ページから24ページにかけて、番号の2番から6番まで。

推進委員7番、高橋大亮さん。

○推進委員7番（高橋大亮君） それでは、私のほうから現地確認の報告をします。

荒川地区では、11月12日火曜日に農地法第5条申請のありました3件の案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。当日は、午後1時に荒川支所会議室において農業委員3名、

推進委員1名、事務局から大西次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地に移動しました。初めに、下鍛冶屋の案件について、_____さん立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。申請地は、下鍛冶屋地内の国道7号線から小道を入ったところの保内学童保育所の隣地の周囲を住宅地に囲まれた農地で、宅地分譲敷地1区画を造成するものです。周囲には譲渡人である___さんが所有する農地しかなく、被害防除等の方法については___さんも同意しております。よって、委員全員で許可すべきものとの同意になりました。

次に、坂町地内の案件について、_____さん立ち会いのもと確認を行いました。借人、_____さんは、貸人である_____さんの娘さんであり、利便性等を考え申請地に住宅を建築するものです。申請地は、県道沿いにある農地で、汚水、生活排水は公共下水道へ流し込むということで周辺の土地に被害は及ぼさないとのこと。よって、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

最後に、南新保の案件について。土地、_____さん立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。このたびは、現在営業している店舗が手狭であることから、敷地を拡張するものです。冬期間における雪捨て場を設置し、効率よく利用する計画です。また、のり面下に側溝を設置し、のり面の雨水が直接隣接の農地に流出しないようにする被害防除計画も確認しております。よって、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

それでは、続きまして番号7番について現地調査の報告をお願いいたします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 番号7番、現地調査をいたしましたので、報告いたします。

11月13日水曜日午後1時半から山北支所に集合して、事務局の大西次長さんから説明を受け、農業委員3名、推進委員2名の6人で現地を確認いたしました。現地の現状と書類の内容が異なったため再提出をしてもらい、農業の利用方法、農地の施設の保全管理など利用方法をお尋ねしました。農地は農業産業公社と小作の契約がありましたが、途中で契約解除をするというようなことと、建設については単管等で行うため、農地は、整地は行わないとのことでした。農道は幅が若干狭いことから、大型重機などは使用しない。2トントラックが出入りするぐらいだということでした。近隣に地主の___さんの土地があるため、そこを駐車場とか機械をとめて利用するということでした。周辺に影響がないことと季節柄雪が近いということで、地元委員の相談の上、許可することといたしましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

引き続きまして、番号8番、9番につきまして、6番、遠山委員のほうから申し上げます。

○6番（遠山久夫君） 議案4号の8番と9番、一時転用の案件についてご説明いたします。

今月の12日午前9時より神林支所に農業委員3名と推進委員3名、計6名と大西次長さんが出席して、この案件について次長さんより説明を受けました。

当地は、何度となく農地パトロール等で見かけている場所ではありますが、申し出の件で説明を受けた後、現地を確認してまいりましたので、ご報告いたします。現地に出向いた5名と、現地にたまたま来られた工事関係者の___さん立ち会いのもと確認してまいりましたが、事務局の説明とまた議案書にも書いてある図面等に基づいての準備計画をしておりました。県営ため池整備事業による改修工事の工事用仮設ヤードということで、そのほ場で運用するということでもあります。この場所より上流部の取水口から300メートルの隧道を計画し、残りの300メートルについては、今後の予算化に基づいて計画を策定するそうであります。ほ場に関しましては、土木シートを全面に敷きまして砂で高低差をなくし、その上に鉄製の板を乗せ、田を傷めることなく施工するとのこと。また、来年度の作付けには十分間に合うようにもとに戻して返還するということでもあります。このほ場は、沢水を利用した兼水田で、一番下のほ場でもあり、他の農地への影響はほばないものと考えられます。よって、地区委員全員、この案件につきましてはやむなしであろうとの意見となりました。

皆様方のご審議よろしくお願いたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

では、続きまして番号10番から13番についての報告を、8番、本間委員さんからお願いします。

○8番（本間サヨ子君） 番号10番から13までの報告をいたします。

朝日地区では11月13日水曜日、農地法第5条申請のありました案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。当日は、午前9時に朝日支所会議室において農業委員5名、最適化推進委員5名、事務局からは大西次長、朝日支所産業建設課観光室の小池室長が出席し、事務局より申請内容について資料に沿って説明を受けました。

その後、中新保地内の現場に移動し、_____の立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。このたびの転用申請は、9月定例会において許可した案件と同じ転用事業者であり、9月の場所から200メートルほど離れた位置になります。既にその場所での事業が行われている中で、特に農家等からの苦情もなく、今回の場所においても適正に進められていくものと判断し、朝日地区として委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

それでは、最後の現地調査になりますが、14番の報告をお願いいたします。

16番、菅原委員。

○16番（菅原隆雄君） 4番の14番について現地調査を行ってきましたので、報告します。

11月13日午後1時30分より山北支所に集まり、現地調査を行いました。出席者は農業委員3名、推進委員2名、事務局、大西次長、支所より村山係長と7名でとなりました。事務局の説明を受け

てから現地に行きました。現地には_____さん、_____さん、_____さんが来てくれました。____さんの説明を受けてから現地を確認しました。

事務局の説明どおり、始末書も出しておりますし、畑もしていなくて雨水等も側溝がありますし、資材置場と駐車場に使用することなので、地元委員で協議した結果、一時転用ですので、許可相当と判断いたしました。

皆様の審議よろしく申し上げます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

それでは、報告はこれで終わりました。

審議に入る前に、出席番号__番、_____、関連がありますので、退席をお願いしたい。本間委員、関連がありますが、この議案は10番から13番まで一体的な案件として審議をしたいと思いますので、退席中に10番から13番につきまして審議をさせていただきますので、ご承知おきください。

（__番 _____退席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、番号10番から13番までを一括して審議したいと思います。この案件につきましてご質問のある方、挙手にてお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） これ、10アール当たりの単価が違いますということで説明がありましたとおり、この____については砂利採取じゃないんですね。それであれば例えば転用目的を砂利採取に伴う何々とか、具体的に書いたほうが、単価が違う理由があるし、恐らく道路になっているのか資材を置くのか、この辺単価違うわけですし、その辺転用目的に書いたほうがよいのではないかと思います。

以上です。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 事務局。

○事務局次長（大西恵子君） ただいま意見のありましたこと、質疑でなく意見かなというふうに思われますので、今後また事務局のほうでちょっと話のほう詰めていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ただいまの阿部委員に関しては、砂利採取について関連はしていても直接的な砂利採取でないというのを一々口頭で説明するよりも、文章化して説明したほうがはっきりとわかりやすいんじゃないかというようなご意見をいただきました。2番、阿部委員、それでよろしいですか。

○2番（阿部正一君） はい。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにご質問ありますか。

（ありませんの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、10番から13番まで承認することと決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認めます。

10番から13番までは承認されました。

（__番 _____着席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） _____、今ほどの議案は承認になりました。

それでは、10番から13番までを除いたそのほか全体に対して審議したいと思います。ご質問ありましたらお願いいたします。

13番さん。

○13番（齋藤文夫君） 番号14番の資材置場の一時転用になっていますけども、それ3年過ぎたら畑に戻すんですか。大体こういうふうになると、その後になると永久転用に何かなるような気がしますが、そういうふうにしていきそうな気がするんですけども、どんなもんなんですか。

○会長職務代理者（板垣栄一君） 事務局。

○事務局次長（大西恵子君） ただいまの質問につきましては、一応利用期間ということで3年間、この後にこちら農振農用地でありますので、この間農振除外等を行いまして、事業計画の変更を経て永久転用ということで予定をしております。

○13番（齋藤文夫君） 畑に戻さないわけでしょう。

○事務局次長（大西恵子君） 畑には……

（戻さないわけだの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） はい。

○事務局長（小川良和君） 今ほどの齋藤委員からのご質問、今大西次長からの説明の補足なんですけど、一応始末書がついており、違反転用、今現在状況になってございます。それを解消するというふうなことで、永久転用が目的、要望されて、希望されていたわけですが、今次長から話ありましたとおり、この場所については農振農地のエリアに該当している場所ということで、すぐ永久転用というふうな手続ができないといった中で、振興局等とも相談させていただきながら、一時転用によって違反転用の状況を一旦解消するといった中で今後の手続を進めていくというふうなご指導をいただいております。それに基づいた手続をこちらから指導させていただいて進めている状況でございます。ですので、これ受けた後、農振除外手続を踏んだ上、今ほど次長から話ありましたとおり、事業計画の変更で永久転用といった形のほうに持って行く予定でございます。

○会長職務代理者（板垣栄一君） よろしいですか。

○13番（齋藤文夫君） わかりました。

(そういうことだの声あり)

○会長職務代理者(板垣栄一君) ほかにご質問ありませんか。ございませんか。

(発言する者なし)

○会長職務代理者(板垣栄一君) ないようでありますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに対しご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。

○事務局副参事(佐藤俊一君) それでは、37ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

今月は、賃借権の設定が75件、所有権移転の売買が5件、合計80件の案件となります。それでは、所有権移転以外の案件につきましては、1件のみ説明させていただきます。

番号1、貸人、村上市山辺里__番地__、____、借人、村上市山辺里__番地__、____、土地の表示、山辺里字西越__番、地目、田、地積4,965平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が5年、借賃が10アール____円、再設定となりまして、改良区費は貸人負担となります。

ページ進みまして、55ページ、番号75番までが賃借権の案件です。

次に、所有権移転について説明いたします。番号76番、譲渡人、村上市下相川__番地__、____、譲受人、村上市下相川__番地__、____、土地の表示、下相川字前川原__番、地目、田、地積993平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは約____円となります。

次に、56ページです。番号77番、譲渡人、村上市藤沢__番地__、____、譲受人、村上市平林__番地__、____、土地の表示、宿田字藤木__番、地目、田、地積3,018平方メートルほか田が3筆、畑が4筆、合計8筆、合計地積10,313平方メートル、売買による所有権の移転となります。____円、10アールあたり__円となります。

次に、番号78番、譲渡人、村上市関口__番地__、____、譲受人、村上市黒田__番地__、____、土地の表示、関口字大田__番、地目、田、地積643平方メートルほか3筆、計4筆、合計地積が9,614平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは__円となります。

次に、番号79番、譲渡人、村上市早稲田__番地__、____、譲受人、村上市早稲田__番地__、____、土地の表示、早稲田字山崎__番、地目、田、地積3,004平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは約____円となります。

次に、番号80番、賃借権の設定となりますが、番号78番の売買が承認された後にご審議をお願いいたします。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。59ページをごらんください。番号76番、村上地区下相川地内、図面中央付近に市立山辺里小学校があります。県道大栗田村上線を挟みまして西側に太く囲ってありますのが申請地です。

次に、番号77番、60ページをごらんください。図面右側上部、神林地区宿田集落があります。集落内から牛屋集落へ向かって太く囲ってあります8筆が申請地です。

次に、61ページ、番号78番の図面です。図面右側縦に県道高根村上線が走っています。その西側、高根川との間に太く囲ってあります4筆が申請地です。

62ページをごらんください。番号79番の場所です。図面中央付近縦に大須戸川が流れています。その東側、高根川との間に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありがとうございます。

審議に入る前に、番号25番、議席番号__番、_____さん、関連がありますので、退席をお願いします。

（__番 _____退席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、番号25につきまして審議をいたします。ご質問のある方お願いいたします。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） しばらくないようでありますので、許可することに対しご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、許可することと決定をいたします。

（__番 _____着席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） __番、_____、許可することに決定をいたしました。

続きまして、46ページから52ページまで、番号は38から64まで。

__番、_____、__番、_____、関係がありますので、退席をお願いいたします。

（__番 _____、__番 _____退席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、番号38から64について審議に入ります。ご質問のある方お願いいたします。

（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認めます。

(__番 _____、__番 _____退席)

○会長職務代理者（板垣栄一君） __番、____、__番、____、38番から64番まで許可することと決定をいたしました。

それでは、一番最後に報告のあった80番と今ほど言った25番、38番から64番までを除いた案件について審議をいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、ただいま審議の終わった分についての許可することに対してご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者（板垣栄一君） ご異議なしと認めます。

それでは、80番と38番から64番、25番を除いた案件について許可することと決定をいたします。

最後に、番号80番について審議をいたします。ご質問ある方お願いいたします。ございませんか。

(ありませんの声あり)

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないようでありますので、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、80番許可することと決定いたします。

議案はこれで全て終了をいたします。

6のその他に入ります。

その他について。

(発言する者なし)

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、事務局の上に時計がありますが、その長い針が1のところまで、概ね10分間、休憩といたします。

休憩 午後2時54分～午後3時07分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時17分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和元年11月27日

村上市農業委員会

会長職務代理者

同議事録署名委員

委員

委員

